

質 問		回 答
1. 全体		
1	「新しい生活様式」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があります。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものです。 具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要で、一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができます。 「新しい生活様式」の実践例については、厚生労働省ホームページをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000121431_newlifestyle.html
2	「業種別ガイドライン」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインとは、250を超える業界団体がそれぞれ作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるためのガイドラインです。例えば、映画館、カラオケ店、飲食店、スーパーなどの業種・施設別のガイドラインが用意されています。小規模企業・個人事業者の方も、あてはまる業種・施設のガイドラインを守りながら、感染拡大防止と事業活動を両立されるようにお願いします。 <業種別ガイドライン一覧> https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
2. 飲食店等		
1	飲食店等が営業時間の短縮や酒類提供停止の要請に応じない場合はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じていただけない場合、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができます。この命令に違反した場合には、施設名の公表や20万円以下の過料が科せられることがあります。
2	「認証店」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業」による認証店のことで、県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証するものです。
3	飲食店等の場合、20時まで（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）の営業時間短縮とは、具体的にどういった状態か？どう対応したらいいのか？	<ul style="list-style-type: none"> 20時（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、20時（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。
4	営業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 通常、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。
5	要請の期間中、営業時間を短縮できずに20時以降（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。猶予期間はありませんので、2月21日（月）から時短営業を開始いただいた場合に協力金を支給します。
6	ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？	<ul style="list-style-type: none"> ボトルキープによる提供についても、酒類の提供に該当します。
7	いわゆる微アルコール（度数1%未満）は酒類に含まれるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法ではアルコール分1度以上の飲料が酒類とされています。よって、酒類とはみなしません。
8	要請期間中に認証店以外が認証店になった場合の取り扱い？	<ul style="list-style-type: none"> 認証された日から認証店の要請が適用されます。 協力金については、①営業時間の短縮（5時～21時）及び酒類の提供は11時～20時（2.5～7.5万円）、②営業時間の短縮（5時～20時）及び酒類の提供をしない（3～10万円）を選択することができます。ただし、協力金については、認証後に①を選択した場合、全期間を通して1日当たりの支給額は2.5万円～7.5万円となります。
9	まん延防止等重点措置が延長されたが、このタイミングで認証店は協力する要請内容を変更できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 1月27日～2月20日までの協力内容について、2月21日以降の期間、別の要請内容に変更することは可能です。ただし、変更した内容は、要請期間中、継続するようお願いします。 協力金は第8期（1月27日～2月20日）と第9期（2月21日以降）で別々になるため、それぞれの期間において、協力内容に応じた金額を支給することになります。
10	通常5時以降に開店し20時30分まで営業している認証店の取り扱い？	<ul style="list-style-type: none"> 以下の①または②から選択してください。（原則として、当初の選択を要請期間中は継続するようお願いします。） ①営業時間は通常どおり（20時30分まで） 酒類の提供は11～20時まで（利用者による店内持ち込みを含む） ※営業時間の短縮をしていないので、協力金は対象外 ②営業時間を短縮（5～20時まで） 酒類は提供しない ※協力金は3～10万円

質 問		回 答
11	通常11時から15時まで営業している認証店の取り扱いは？酒類の提供は可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請の対象ではなく、酒類の提供も可能です。 ・ただし、営業時間短縮の要請の対象にならないので、酒類提供の有無にかかわらず、協力金は対象外です。
12	通常4時から15時まで営業している認証店の取扱いは？	<ul style="list-style-type: none"> ・5時より前に営業している場合は、営業時間短縮の要請の対象となりますので、開店時間を5時以降にしてください。 ・酒類の提供は、①11時から15時まで、②提供しないのいずれかを選択してください。どちらを選択した場合も協力金の対象になります。
13	フードコート内の飲食店等は、営業時間短縮等の要請の対象か？	<ul style="list-style-type: none"> ・要請の対象となります。
14	イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは、営業時間短縮等の要請の対象か？	<ul style="list-style-type: none"> ・要請の対象外です。
15	テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、要請の対象外です。
16	キッチンカーや屋台などは要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の飲食スペースがない場合は、要請の対象外となります。ただし、簡易なテーブル、椅子であっても、お客様が入る飲食スペースを恒常的に確保していれば要請対象となります。
17	ホテル・旅館が宿泊者に対して提供する飲食やルームサービスは、営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者に対して提供するルームサービスは要請の対象外です。 ・宿泊者のみが利用する宿泊施設内のレストラン等で、宿泊者へ飲食（酒類を含む）を提供する場合は要請の対象外です。
17-1	一般客も利用するホテル・旅館内のレストラン等は、営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のレストラン等において、一般客の利用時間を全部休止する場合や、利用時間を区切って一部を休止する場合は、一般客の利用ができない間は、要請の対象外です。 ・一般客の利用については、営業時間短縮及び酒類提供停止（認証店は20時まで提供することを選択することも可能）の要請の対象となります。 ・宿泊者に対する飲食（酒類は含まない）の提供については、宿泊サービスの一つとして必要であることから営業時間短縮の要請の対象外ですが、一般客との混雑を避けるため、できるだけ20時まで（認証店は21時までを選択することも可能）に終えるよう努めてください。なお、酒類の提供については、宿泊者も含めて停止（認証店は20時まで提供することを選択することも可能）してください。
18	飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮等の要請の対象か？カラオケ設備の利用を自粛しなければならないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に該当するため、営業時間短縮等の要請の対象となります。 ・なお、カラオケ設備の利用は要請の対象外です。
19	飲食店営業許可のないカラオケ店は、どのような取扱いとなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うこととなります。営業時間短縮等の要請の対象にはなりません。業種別ガイドラインの順守の徹底等をお願いします。（P6の要請内容参照）
20	ライブハウスは飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業許可のあるライブハウスについては、通常、イベント開催（ライブ演奏）と飲食店営業（飲食提供）を一体的に行っており、飲食店等に対する要請の対象となります。
21	結婚式場において、20時以降（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）、飲食を伴わない結婚式を行ってもいいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業許可のある結婚式場は、20時まで（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）の営業時間短縮を要請しているため、20時以降（認証店が21時までの営業を選択した場合は21時）は営業は行わないようにしてください。また、披露宴等をホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の対応をお願いします。
22	飲食業営業許可のあるスーパー銭湯は営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設部分は要請の対象外ですが、業種別ガイドラインの順守の徹底等（P6の要請内容参照）をお願いします。 ・なお、施設内のレストランや食堂については、要請の対象となります。
23	飲食業営業許可のあるネットカフェは営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・要請の対象外ですが、業種別ガイドラインの順守の徹底等（P6の要請内容参照）をお願いします。
24	同一テーブルを4人以下とすれば、5人以上で入店しても良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・入店しても大丈夫ですが、4人以下となるように、テーブルを分けてください。その場合でも、テーブル間での会話、移動は控えるようにしてください。
25	家族の場合でもテーブルを分ける必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> ・家族であっても、同一テーブル4人以下となるようにテーブルを分けてください。ただし、乳幼児や介助者等やむを得ない場合は除きます。

質 問		回 答
3. 施設等		
1	「入場者の整理等」とは、具体的にどのような方法で行えば良いのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含みます。 ・百貨店の食品売り場など密になることが想定される売り場等について、施設管理者において、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理等を行ってください。 ・人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法がありますので、参考としてください。 <p>【施設全体での措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し、人数管理を行う。 ・出入口数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的制限を行う。 <p>【売場別の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口を限定し、係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う。 ・一定数以上の利用者が入場できないよう人数制限を行う。 ・アプリ等で施設内の混雑状況を配信できる体制等を構築する。
2	葬祭の取り扱いはどうなるのか？（例えば、お通夜の後、別室での”精進落とし”は？）	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請の対象にはなりません。精進落としなどの酒類提供（持込みを含む）は自粛をお願いします。
4. イベント		
1	収容定員が設定されていない場合の収容率はどのようにすればよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保するようお願いします。 ・大声なしのイベントは、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保するようお願いします。
2	チケット販売済のイベントは開催してよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・2月21日（月）までにチケットの販売が開始され、販売されたものに限り、イベントの開催にかかる要請（P7）の対象外です。 ・2月22日（火）以降は、要請の内容を満たさないチケットの新規販売を停止してください。